

JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合性確認に係る設計及び工事の計画が
漏れなく申請されていることの確認について

令和 2 年 10 月 14 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

1. 経緯

JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合性審査に係る設計及び工事の計画の認可（以下、「設工認」という。）については、13 分割で申請した。この度、全ての申請及びその補正が完了するため、新規制基準への適合性審査に必要な項目が漏れなく申請されていることを確認した。

適合性確認に係る設工認については、令和元年 9 月 25 日の原子力規制委員会での「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力施設 (NSRR) その他試験研究用等原子炉施設における設計及び工事の方法等に関する申請漏れに係る調査結果等について」での報告を踏まえ、JRR-3 原子炉施設申請内容に関して漏れなく申請されることを確認するため、次の①、②に示す整理を行った。

①原子炉設置変更許可申請書（以下「許可申請書」という。）に記載された事項と後段規制との関係の整理

②許可申請書に記載された設備機器を洗い出し、洗い出された設備機器について、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則への適合性の要否を整理

これらの整理については、令和 2 年 1 月 27 日審査会合において原子力規制庁において了承されている。これらの整理に基づいて申請を行うことで、漏れなく設工認申請が行われることになる。

2. 整理の結果必要となった申請項目

上記の整理の結果、申請が必要と確認された項目は表 1 に示すとおり。表 1 に示した 10 項目については、設工認その 1 3 において漏れなく申請されていることを確認した。なお、設工認その 1 3 の第 8 編外部事象影響評価は、他の申請内容の工期との兼ね合いのため、1 度申請内容から削除し、設工認その 1 3 にて再度申請を行うものであり、第 9 編～第 15 編については従来から申請するとしていた原子炉本体等以外の設備機器の耐震評価である（原子炉本体等の耐震評価は設工認その 1 1 にて申請）。

3. 申請漏れがないことの確認作業について

表 2 に示すとおり、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則に対し、申請が必要な事項が漏れなく申請されていることを確認した。

4. 品質保証活動における申請漏れがないことの確認

令和2年9月29日の原子力科学研究所原子炉施設等安全審査委員会において、設工認その1からその13の申請をもって、令和2年1月27日審査会合資料3-1～資料3-3に示すJRR-3原子炉施設の新規制基準適合性確認に必要な申請項目が漏れなく申請されることを確認した。このことから、JRR-3の新規制基準適合性審査に必要な項目は、今回補正する設工認その13をもって、全て申請されていると判断する。

注) 設工認に関連する文書名、規則名については令和2年4月1日の規則改正以降の表記を使用

表 1 追加で申請が必要と確認された項目

	申請内容	該当する技術基準	申請 (その13)
①	原子炉制御棟の落雷対策	第 8 条第 1 項	第 1 編
②	内部溢水に対する防護対象施設の安全機能が失われないこと	第 19 条第 1 項	第 6 編
③	放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいしないこと	第 19 条第 2 項	第 6 編
④	中央制御室外原子炉停止盤	第 34 条第 5 項	第 2 編
⑤	使用済燃料プール水位監視のための警報設備 (使用済燃料プール水位低警報)	第 26 条第 1 項 第 4 号ロ	第 4 編
⑥	原子炉停止時における原子炉プール水位監視を制御室外で行うための警報設備 (原子炉プール水位低警報)	第 30 条第 1 項 第 4 号ロ	第 4 編
⑦	中央制御室におけるばい煙対策	第 8 条第 1 項	第 3 編
⑧	外部消火栓	なし*	第 5 編
⑨	内部火災に対して護るべき安全機能が確保されること	第 21 条第 1 項第 2 号	第 7 編
⑩	原子炉建家の負圧維持及び漏えい率について	第 37 条第 1 項第 1 号	第 16 編

※外部火災影響評価においては、その機能に期待せずとも施設の安全機能は損なうことはないため。